

條 例 議 案 參 考 資 料

(議案第 271 号～議案第 274 号)

令和 7 年第 4 回（12 月）川口市議会定例会

令和7年第4回（12月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第271号参考資料	川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表	1
議案第272号参考資料	川口市議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	11
議案第273号参考資料	川口市職員の給与に関する条例及び川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対 照表	13
議案第274号参考資料	川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	18

議案第271号参考資料

川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例（昭和42年条例第5号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職、解職又は死亡の日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職、解職又は死亡の日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の145</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例（第2条関係）

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職、解職又は死亡の日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職、解職又は死亡の日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和42年条例第16号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、罷免又は死亡の日現在）において教育長が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、罷免又は死亡の日現在）において教育長が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の145</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市教育委員会教育長の給与等に関する条例（第4条関係）

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、罷免又は死亡の日現在）において教育長が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、罷免又は死亡の日現在）において教育長が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（昭和42年条例第34号）（第5条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の145</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（第6条関係）

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市常勤の監査委員の給与等に関する条例（平成5年条例第9号）（第7条関係）

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、罷免、退職、失職又は死亡の日現在）において常勤の監査委員が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、罷免、退職、失職又は死亡の日現在）において常勤の監査委員が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の145</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市常勤の監査委員の給与等に関する条例（第8条関係）

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、罷免、退職、失職又は死亡の日現在）において常勤の監査委員が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、罷免、退職、失職又は死亡の日現在）において常勤の監査委員が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成18年条例第32号）（第9条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の145</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市病院事業管理者の給与等に関する条例（第10条関係）

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

議案第272号参考資料

川口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

- 川口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和42年条例第4号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は任期終了の日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の180、12月に支給する場合においては<u>100分の195</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は任期終了の日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の180、12月に支給する場合においては<u>100分の190</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p>

○ 川口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第2条関係）

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は任期終了の日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の187.5</u> <u>_____</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は任期終了の日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の180、12月に支給する場合においては100分の195</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

議案第273号参考資料

川口市職員の給与に関する条例及び川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 （略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第16条の4 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p> <p><u>別表第1（第3条関係）</u></p> <p><u>（略）</u></p>	<p>（期末手当）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 （略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第16条の4 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p> <p><u>別表第1（第3条関係）</u></p> <p><u>（略）</u></p>

別表第2 (第3条関係)
(略)

別表第2 (第3条関係)
(略)

○ 川口市職員の給与に関する条例（第2条関係）

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(期末手当) 第16条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」とする。 4～6 (略)	(期末手当) 第16条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～6 (略)
(勤勉手当) 第16条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額 3～5 (略)	(勤勉手当) 第16条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額 3～5 (略)
<u>別表第1 (第3条関係)</u> (略)	<u>別表第1 (第3条関係)</u> (略)

○ 川口市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第68号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～15 (略)</p> <p>16 附則第14項の規定にかかわらず、川口市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第64号）附則第5項から第7項まで若しくは第9項から第11項までの規定<u>又は川口市職員の給与に関する条例及び川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和7年条例第 号）附則第5項から第7項までの規定</u>による給料を支給されたことがある職員に対して支給する退職手当の額を計算する場合における給料月額には、これらの規定による給料の額を含むものとする。</p> <p>17～26 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1～15 (略)</p> <p>16 附則第14項の規定にかかわらず、川口市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第64号）附則第5項から第7項まで<u>又は 第9項から第11項までの規定</u>による給料を支給されたことがある職員に対して支給する退職手当の額を計算する場合における給料月額には、これらの規定による給料の額を含むものとする。</p> <p>17～26 (略)</p>

○ 川口市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第64号）（附則第10項関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受け る給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるもの（市長 が別に定める職員を除く。）には、当該職員が60歳に達した日以後における最 初の<u>3月31日又は令和8年3月31日</u>のいずれか早い日までの間、給料月額の ほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 附則第4項の規定の適用を受けた職員であって給与条例附則第20項に規定する 特定日（以下「特定日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を 受けるもののうち、特定日に同項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下 この項において「特定日給料月額」という。）が特定日の前に当該職員が受け ていた給料月額（同日において附則第5項から第7項までの規定による給料を支 給されていた職員にあっては、給料月額と附則第5項から第7項までの規定によ る給料の額との合計額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未 満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じ たときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給 料月額」という。）に達しないこととなるもの（市長が別に定める職員を除く。 ）には、令和8年3月31日までの間、特定日以後、特定日給料月額のほか、基 礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>10～16 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受け る給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるもの（市長 が別に定める職員を除く。）には、当該職員が60歳に達した日以後における最 初の<u>3月31日</u>_____までの間、給料月額の ほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 附則第4項の規定の適用を受けた職員であって給与条例附則第20項に規定する 特定日（以下「特定日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を 受けるもののうち、特定日に同項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下 この項において「特定日給料月額」という。）が特定日の前に当該職員が受け ていた給料月額（同日において附則第5項から第7項までの規定による給料を支 給されていた職員にあっては、給料月額と附則第5項から第7項までの規定によ る給料の額との合計額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未 満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じ たときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給 料月額」という。）に達しないこととなるもの（市長が別に定める職員を除く。 ）には、<u>当分の間</u>_____、特定日以後、特定日給料月額のほか、基 礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>10～16 (略)</p>

議案第274号参考資料

川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

- 川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(期末手当)	(期末手当)
第15条 (略)	第15条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3～6 (略)	3～6 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第16条 (略)	第16条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3～5 (略)	3～5 (略)
<u>別表第1 (第3条関係)</u>	<u>別表第1 (第3条関係)</u>
(略)	(略)